

令和 7 年 10 月 17 日

白河市教育委員会

10 月定例会会議録

# 令和7年10月白河市教育委員会定例会会議録

日 時 令和7年10月17日（金）

開 会 午後3時

閉 会 午後4時30分

場 所 白河市役所 全員協議会室

## 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 各課所報告

## 議 事

議案第24号 図書館の特別整理期間による休館について

議案第25号 白河市就学援助条例施行規則の一部を改正する規則

議案第26号 白河市公民館条例を廃止する条例案に対する意見について

議案第27号 白河市認定こども園条例案に対する意見について

議案第28号 教職員の人事について

## ○ 出席委員

教育長 芳賀 祐司 1番委員 高橋 顕 2番委員 北條 瞳子  
3番委員 沼田 鮎美 4番委員 瀧澤 学

## ○ 欠席委員 なし

## ○ 出席説明員

教 育 次 長	田崎 修二	教 育 総 務 課 長	尾股 淳一
学校教育課長	上野 康生	図 書 館 長	中沢 孝之
健康給食推進室長	大木 修一	生涯学習課長	松本 美紀
こども育成課長	鈴木 裕美	学校教育課主幹	鈴木 純子
地域拠点整備室長	仁平 真一	地域拠点整備室課長補佐	吉田 義久
地域拠点整備室副主査	小山 貴広		

## ○ 書記

教育総務課総務係長 鈴木 一寿 教育総務課主査 塩田 香織

## ○ 傍聴人 なし

## 【午後3時 開会】

### 日程第1 開 会

#### ○教育長

これより令和7年白河市教育委員会10月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### 日程第2 会期の決定

#### ○教育長

次に日程第2会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第4条の規定により、本日1日間といたします。

### 日程第3 書記の指名

#### ○教育長

次に日程第3書記の指名を行います。書記には教育長において、鈴木教育総務課総務係長、塩田教育総務課主査を指名します。

### 日程第4 教育長報告

#### ○教育長

次に日程第4教育長報告に入ります。それでは、私から1点報告いたします。

人事評価に伴う校長との中間面談を10月より学校を訪問して実施してきましたが、今までに7校終了しました。学校経営における目標の進捗状況について説明を受けるとともに、全クラスの授業参観を行い、学校経営について指導助言してきました。授業参観では、教師と子どもも、子ども同士の人間関係がよい学級は、教室に入った瞬間に授業に集中している雰囲気を感じることができます。教師を信頼し、子どもたちがお互いを認め合う、そういう学級が学力を伸ばし、豊かな心を育くむと思っています。校長先生にはさらに居心地のよい学級づくりについて依頼してきました。以上です。

### 日程第5 議 事

#### ○教育長

次に日程第5議事に入ります。

はじめに追加議案として、議案第28号「教職員の人事について」を提案し、議案といたします。

今回提案しました議案第26号と議案第27号、及び議案第28号の人事案件、並びに各課所報告の「令和7年度ふくしま学力調査の結果について」は、非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、同案件につきましては、非公開として後ほど審議することといたします。

それでは、議案第24号「図書館の特別整理期間による休館について」を議題とします。  
内容の説明を求めます。

○市立図書館長

図書館の特別整理期間による休館について、白河市立図書館規則第6条第1項の規定により、次の通り特別整理期間とし、図書館を休館とするものです。毎年度、年度末に特別整理期間として、蔵書点検を実施するものであり、対象施設及び日時に関しては、記載のとおりとなります。定期休館日を含めると、白河市立図書館は10日間、東図書館から表郷図書館までは8日間連続した休館となります。利用者の混乱とならないようPR及び周知に努め、整理期間中においても、いずれかの図書館は開館している日程となっております。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第24号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第25号「白河市就学援助条例施行規則の一部を改正する規則」を議題とします。  
内容の説明を求めます。

○学校教育課長

白河市就学援助条例施行規則の一部を改正することについて説明いたします。  
まず就学援助制度ですが、こちらは経済的な理由により、就学に必要な経費の負担にお困りの保護者に対し、学用品費、給食費等を就学援助費として支給することで、経済的な負担を軽減する制度でございます。本市におきましては、白河市就学援助条例で援助項目を規定し、本規則で支給額や手続きを規定しております。

まず改正の理由ですが、就学援助受給の認定要件中、その他教育委員会が特に必要と認めるものについて、これまでには教育委員会として、民生委員の所見が欠かせないと判断して参りました。しかし、民生委員と申請者からは、手続きが負担であるとの意見が寄せられておりました。また、今年4月23日付の国の事務連絡において、社会福祉担当部署に対し、民生委員、児童委員による証明事務の廃止や運用の見直しの積極的な検討依頼がありました。これらにより今回、見直しを行い、規則を改正するものです。

次に、改正の内容ですが、その他教育委員会が特に必要と認めるものについて、改定前では前年度の所得額が、生活保護法に規定する生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に属するものや、震災の影響で避難してきた子どもが、住民票を移さないまま市内の学校に通学している状況下で、その家庭が経済的に厳しい状況にある場合に適用し認定をしており、必ず民生委員の所見を要することとしておりました。今回の改正では、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に属するものの要件を規定として明記し、当該要件に該当する場合は、民生委員の所見を不要とするものです。

一方、その他教育委員会が特に必要と認めるものの要件は残し、引き続き民生委員の所見を要することとしますが、該当するのは、震災で避難し、住民票を移していない子どもの家庭が経済的に厳しい状況にある場合等の、かなり限定された場合のみといたします。

本規則の新旧対照表及び改正する様式等については、記載のとおりです。

#### ○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

#### ○沼田委員

この改正により、手続きが大変であるという問題は解決されているのでしょうか。

#### ○学校教育課長

これまで、民生委員に家庭の経済状況を知られてしまう、民生委員との折り合いが悪いなどの理由で、申請を控えるといった事例も数件ございました。また民生委員からも、所見を書くにあたって、負担が大きいという意見も寄せられておりました。

民生委員の所見を廃止することで、申請する際の事務及び精神的負担の軽減に繋がるものと思われます。

#### ○沼田委員

今回の改正理由は、申請書を記入することや提出に行かなければならない煩わしさなどを簡略化するというよりは、民生委員の負担軽減を目的ということでしょうか。

#### ○学校教育課長

手続き自体の負担というよりは、民生委員の所見についての負担軽減ということで今回の

改正に至りました。

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第25号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 各課所報告

○教育長

次に日程第6各課所報告に入ります。

それでは、行事報告、行事予定について、教育総務課から順次報告をお願いします。

( 教育総務課から順次報告 )

○教育長

その他各課所からございますか。それでは、これより一般質問に入ります。各課所報告及び本市の教育行政一般に関し、ご質問をお受けいたします。

○高橋委員

県南ブロック研修会で情報モラルに関する講演があり、ネットカジノやSNS等の事件について低年齢化している現状を伺ってきました。これまで中高生で行ってきた情報モラルの啓発を、もっと下の子ども達、また保護者を含めた上で周知する働きかけが必要と思いましたが、この情報モラルについて、年齢の低い段階での指導については、何か考えがあるのでしょうか。

○学校教育課長

校長会において「SNS」をテーマとしたグループ協議の中で、自校の課題や取り組み等について情報共有しましたが、その中でも幼少期からの指導が重要であろうと意見がでております。子どもだけでなく、買い与える保護者にも情報モラルに対する責任や啓発のアプローチが必要ということで、外部講師を呼び、保護者対象の講演会等を実施している学校もあるのですが、参加率の低さなど、まだまだ保護者へも十分に行き渡っていない現状がございます。

中学校に入学してからの指導ではなく、小学校の早い段階から教育していく必要性につい

て、検討していかなければならないので、今後も校長会等で情報共有しながら、取り組みを進めて参りたいと考えております。

#### ○瀧澤委員

市長と語る「しらかわ未来フォーラム」について、内容が市への要望的な部分が多かったような気がしました。このフォーラムでは、生徒達が地域の歴史や素晴らしさを感じもらって、自分たちの地域の良さを発表できる場である方が良いと思います。

#### ○学校教育課長

陳情要望が多くなってしまい、市長も建設的な話が進まなくなってしまいました。学校との間で、十分な事前調整が必要だったと反省しています。要望ばかりの学校となってしまった所もございましたが、その一方で、表郷中学校の例として「ビヤッコイ」に焦点を絞つて、「ビヤッコイ」の良さを知らせるために何ができるかと議論した例がございます。

瀧澤委員のご意見のように、白河や地元の良さを発信するための提案、提言、そういう形の内容が本来の姿だと思っておりますので、来年度の実施にあたっては、十分に各学校と共通理解を図って参りたいと思います。

#### ○瀧澤委員

白河市長も、日程を調整して、毎年、各校を回っていただければと思います。生徒達から聞く地域の歴史や自慢から、市長が気づかないような話が生まれ、その中で市長がこれに取り組んでみようという姿が理想なのではないかなと思います。

#### ○北條委員

全国的に熊による被害が相次いで発生しているが、学校において、熊に出会った時の身の守り方や対処の仕方など、そういう指導は行っているのでしょうか。

#### ○学校教育課長

福島県からも、熊の出没に対する注意喚起が入っており、各学校に文書にて通知しております。各学校における、熊と遭遇した時の具体的な対処法の指導までは、把握できていない部分がございます。県からの文書の中に、対処のマニュアルが記載されていますので、今後、改めて各学校に周知を図って参りたいと思います。

#### ○北條委員

通学路の安全推進会議が予定されていますが、この中で、熊が出没しそうな所などは点検されるのでしょうか。

### ○学校教育課長

基本的には通学路の点検として、交通事故の懸念がある場所が中心となっておりますが、熊の出没も身近になりつつありますので、会議担当にも、その辺も含めて話題にするように伝えて参りたいと考えております。

### ○瀧澤委員

北條委員の言うように、熊の習性や遭遇した時の対処の仕方は、学校側が分かっていた方がいいのかもしれません。

### ○教育長

これにて一般質問を終了いたします。

## 日程第7 その他

### ○教育長

次に日程第7その他に入ります。

各課所の取組や課題などについて、ご意見、ご質問等がありましたら、この場で取り上げたいと思いますが、何かございますか。

### ○沼田委員

2学期が始まってから、子ども達の不登校の状況について、現在どのようになっているのか教えていただけますか。

### ○学校教育課長

夏休みを境に不登校になってしまう新規の不登校の子ども達は、減少しています。不登校全体としては、昨年の同時期と比べて小学校が微増、中学校は減少に転じております。

ただし、まだまだ数は多いので、各学校に設置している「スペシャルサポートルーム」や不登校の子ども達の居場所づくりを、今後も丁寧に進めていきながら、1人でも多くの子ども達が、登校してみようと思える環境を整えていきたいと思ってます。

### ○沼田委員

カウンセリング等も進めてはもらうが、いきなり知らない人に話すことになるから、相談するハードルが非常に高いという話を聞きました。なるべくなら、担任の先生やその他学校に関わってる先生に話を聞いてもらいたいという話も出てましたので、子どもでも、保護者でも、安心して気持ちを吐き出せるような場所があつたらいいのかなと思いました。

### ○沼田委員

現在、教職員に対するコンプライアンスや、倫理感を高めるような勉強会は行っているの

でしょうか。

○学校教育課長

教職員の不祥事防止については、毎回校長会で話題にし、校長から指導するようにしています。また各学校にある校内服務倫理委員会において、教員の不祥事に対するテーマを設け、教員同士がグループで協議をしたり、外部講師を招いての研修をしたりするなど、コンプライアンスに関する取組を確実に実施してあるところです。

○教育長

それでは、非公開としました議案の審議に入りたいと思いますので、これより非公開いたします。

( 以下非公開 )

○教育長

それでは、全ての日程が終了しましたので、以上で白河市教育委員会10月定例会を閉会いたします。

【午後4時30分 閉会】